

# デイサービスセンター 湖の花 概要

## (事業の目的)

社会福祉法人楽樹が開設するデイサービスセンター湖の花が行う通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員が、当事業所において排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

通所介護の提供に当たっては、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

## (事業所の名称等)

事業所の名称・所在地及び連絡先は次の通りとする。

名称	デイサービスセンター湖の花	所在地	滋賀県大津市衣川二丁目27番1号
電話	077-572-3006	FAX	077-572-4187

## (職員の職種・員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

〈職員の配置については、指定基準以上の員数を遵守する。〉

### (1) 管理者 1名

管理者職務：事業所の業務を統括する。また職員の指揮監督を行う。

### (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員職務：利用者の日常生活についての相談、援助、及びこれらの計画の作成を行う。

### (3) 介護職員 4名以上

介護職員職務：利用者の日常生活上の世話（支援）等を行う。

### (4) 看護職員 1名以上 : (併設の指定介護老人福祉施設と兼務)

看護職員職務：利用者の看護、健康管理および保健衛生業務を行う。

### (5) 機能訓練指導員 1名以上 : (併設の指定介護老人福祉施設と兼務)

機能訓練指導員職務：利用者の機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

### (6) 調理師(業者委託) : (併設の指定介護老人福祉施設と兼務)

調理師職務：栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。

## (営業日及び営業時間帯)

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 : 月曜日から**土曜日**までとする。ただし、年末年始(12/31~1/3)を除く。

(2) 営業時間 : 8時30分~17時30分

(3) サービス提供時間 : 9時20分~16時30分

## (通所介護等の利用定員)

通所介護等の利用定員は通所介護と介護予防通所介護相当サービスを合計して、28名とする。

## (通所介護等の内容)

- (1) 通所介護計画等の作成 (2) 日常生活上の世話及び支援 (3) 食事・入浴・機能訓練・レクリエーション  
(4) 健康チェック (5) 送迎 (6) 相談 (7) 家族指導

## (利用料等)

- (1) 通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣及び大津市長が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- (2) 通常の事業の実施地域を超えて行う通所介護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域の境界からの距離により清算する。(1kmあたり30円)
- (3) 食費・おやつ代・複写物・文書料・おむつ代・その他の費用(別表1に定める)
- (4) キャンセル費用
- (5) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められる費用
- (6) 通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- (7) 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。
- (8) 法定代理受領サービスに該当しない通所介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供説明書を利用者に対して交付する。

## (通常の事業の実施地域)

和邇・堅田・真野・比叡・比叡第二の地域包括支援センターの範囲内で、和邇・小野・真野・真野北・堅田・仰木・仰木の里・仰木の里東・雄琴・日吉台・坂本・下阪本の各学区内とする。

## (サービス利用にあたっての留意事項)

利用者が通所介護等の提供を受ける際に、利用者及びその家族が留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者が機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用すること。
- (2) 利用者の体調によっては入浴等を中止する場合があること。
- (3) 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。
- (4) 利用者及びその家族は他の利用者及び従業者に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならない。

## (緊急時等における対応方法)

従業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

## (非常災害対策)

非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的行う。

## (利用者からの苦情及び要望相談窓口)

利用者及びその家族からの苦情並びに要望相談窓口として、相談員 岡田雅子が担当となり、その管理を行う。

## (その他運営に関する事)

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保する。

事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員ではありません。

事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

令和8年4月1日現在

デイサービスセンター 湖の花

管理者 柴田 恵里

別表 1

利用料金				
食費	おやつ代	複写物	文書料	おむつ代・その他の費用
650	50	10	1,000	実費

単位：円/回・枚